

○岡山県警察官の服制に関する規程の制定について(通達)

(平成7年3月1日岡務第217号警察本部長例規)

改正 平成10年11月岡装第314号 平成19年2月第7号
平成22年7月岡地第287号 平成28年1月26日岡装第22号
平成29年3月16日岡務第247号 令和3年3月11日岡装第55号
令和3年11月30日岡装第229号 令和4年3月11日岡務第255号
令和6年12月23日岡地第336号

各部長・参事官・所属長

このたび、岡山県警察官の服制に関する規程(平成7年岡山県警察訓令第6号)を制定し、平成7年4月1日から施行することとしたので、解釈及び運用並びに警察手帳等の携帯及び着装要領については、次の諸点に留意し誤りのないようにされたい。

なお、「警察官の服装および給貸与品の取扱いについて」(昭和40年6月30日岡務第1080号例規)、「警察官の服制及び服装に関する規程の一部改正について(通達)」(平成2年10月24日岡務第1023号例規)、「服制改正に伴う制服の着用及び貸与品等の携行要領について(通達)」(平成6年3月8日岡務第221号)は、廃止する。

記

第1 解釈及び運用上の留意事項

1 制服等の着用基準(第3条関係)

- (1) 第3条第1項第2号の一般的な警衛とは、行幸、行啓及びお成り警衛のことをいい、一般的な警護とは、国公賓、総理大臣等の警護のことをいう。これらの活動の場合は、原則として制服を着用するものとするが、任務の内容等によっては活動服を着用することができるものとする。
- (2) 第3条第1項第6号の前各号に掲げる活動に準ずる活動とは、部外等との会議等で専ら市民に応接して行う活動の場合で、制服を着用することが適当であると所属長が認める場合などをいう。
- (3) 第3条第2項は活動服、活動帽又は活動ネクタイ(以下「活動服等」という。)が着用できる場合を業務の類型別に列挙したものであり、着用に当たってはこれによるものとする。
- (4) 第3条第2項第3号の地域警察勤務とは、岡山県警察地域警察運営規程(令和6年岡山県警察訓令第42号)第4条に規定する通常基本勤務、特別勤務及び転用勤務並びに岡山県警察本部地域部地域課鉄道警察隊運営要綱の制定について(通達)(平成29年3月16日岡地第94号例規)に規定する通常基本勤務、特別勤務及び転用勤務をいう。

(5) 第3条第2項第9号の交通安全施設の設置又は管理とは、道路標識、標示、交通信号機等交通安全施設の設置又は維持管理をいい、これに関連した業務を含むものとする。

(6) 第3条第2項第12号の前各号に掲げる活動に準ずる活動に従事するときとは、同項に列挙されたもの以外の活動等で、活動服等の着用が、その機能性等から業務を推進する上で適当であると所属長が認める場合などである。ただし、同項に掲げる活動は、活動服等の着用ができる場合を制限的に列挙したものであるもので、準ずる活動の判断については、みだりに広く解釈することのないようにしなければならない。

2 私服の着用(第6条関係)

第6条第1項の警察本部長が別に定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 通常の業務が、捜査、情報収集活動その他の制服を着用することにより支障が生じるものである場合又は常に私服を着用しても職務の遂行に支障がないものである場合

(2) 相談の受理、部外者との交渉等私服の着用により相手方の感情を和らげる等業務を円滑に行うことができる場合

3 帽子雨覆いの着装

雨天の際は、無色透明の帽子雨覆いを着装することができる。

4 適宜の靴等の着用(第9条関係)

勤務の形態、内容等により特に必要と認められる場合には、所属長の承認を得て適宜の靴等を着用することができる。

第2 警察手帳等の携帯及び着装要領

警察点検規範(昭和29年警察庁訓令第12号)第7条その他に別に定めのあるもののほか、警察手帳等の携帯方法及び着装要領は次のとおりとする。

1 男性警察官

(1) 警察手帳は、警察手帳ひもを取り付け、一方を上衣の左胸部ポケット内部の手帳止めひも又はボタンに留めて収納し携帯する。

(2) 警笛は、警笛ひもに取り付ける場合は、一方を上衣の右胸部ポケット内部の受令機と兼用の止めひも又はボタンに留めて収納し、警笛つりひもに取り付ける場合は、三つ編みの輪の部分を通し、右肩章の下に入れ、右胸部ポケットに収納し携帯する。

(3) 手錠は、施錠の部分を下向きにして手錠入れに収納し携帯する。

なお、鍵は警察手帳ひもに取り付け携帯する。

(4) 警棒は、握り部分を上方にして警棒つりに収納し携帯する。

なお、警棒のひもは帯革本体の内側に上から差し込んで収納する。

(5) 帯革は、別図「帯革等付属品」のとおりとする。

2 女性警察官

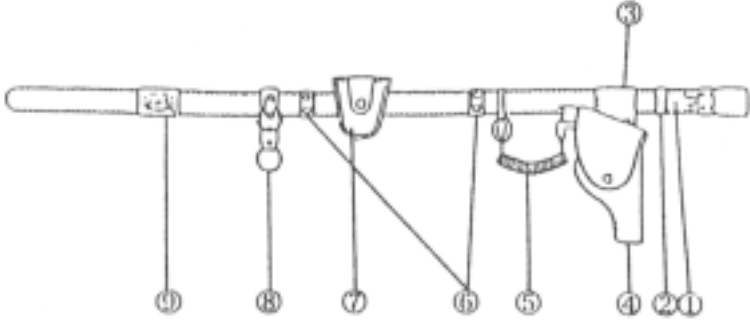
(1) 警察手帳は、警察手帳ひもを取り付け、一方を冬服及び合服着用時は左腰部のポケット、夏服着用時はベストの左腰部のポケット(ベストを着用していない場合にあつては、スカート又はズボンの前面左のポケット)の内部の手帳止めひもに留めて収納し携帯する。

(2) 警笛は、警笛ひもに取り付ける場合は、一方を冬服及び合服着用時は右腰部ポケット、夏服着用時はベストの右腰部のポケット(ベストを着用していない場合にあつては、右胸部のポケット)の内部の警笛止めひも又はボタンに留めて収納し、警笛つりひもに取り付ける場合は、三つ編みの輪の部分を通し、右肩章の下に入れ、冬服及び合服着用時は右腰部のポケット、夏服着用時はベストの右腰部のポケット(ベストを着用していない場合にあつては、右胸部のポケット)に収納し携帯する。

(3) 手錠、警棒及び帯革の携帯及び着装要領は、男性警察官と同様とする。

別図

帯革等付属品

種別	携帯及び着装要領
付属品の位置	<p>1 帯革の付属品は、右から次の順に付ける。</p>  <p>① 本帯 ② 遊革 ③ 拳銃用調整具 ④ 拳銃入れ ⑤ 拳銃つりひも ⑥ 留め革 ⑦ 手錠入れ ⑧ 警棒つり ⑨ バックル</p> <p>2 拳銃入れは右腰とし、貫通口のある服は、右の貫通口から外に出して着装する。ただし、小型拳銃を着装する場合は、上衣の下に帯革に直接付けることができる。</p> <p>3 拳銃つりひもは、帯革の内側に輪を上から差し込み、なす環を帯革の下に出た輪に通して着装し、なす環を拳銃のつり環に掛け、ねじで確実に締める。</p> <p>4 手錠入れは、左腰部後方に着装する。</p> <p>5 警棒つりは、左腰部(手錠入れの前方)に着装する。</p>
帯革	<p>制服(夏服を除く。)、活</p> <p>帯革を上衣の下に着装し、ベルトのバックルに帯革のバックルを正しく重ね、留め革はホックを外側(末端が下に向くように)にしてベル</p>

の 着 装	動服及び出 動服着用 の場合	トとともに留める。
	夏服及びワ イシャツ着 用の場合	帯革のバックルをベルトのバックルに正しく重ね、制服(夏服を除く。)、活動服及び出動服着用の場合と同様、留め革でベルトとともに留める。
	白帯革	帯革の着装方法と同様とする。ただし、交通乗車服の場合は、留め革を用いず、上衣の帯革つりに通して着装する。